

11月は「児童虐待防止推進月間」です

虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

年中無休・24時間受付
児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながるものもあります。

こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。

法律の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。

●連絡・問い合わせ先
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線226)
福岡県京築児童相談所 TEL 84-0407

日本語教師の募集について

外国籍の生徒への日本語学習の支援を行っていただけるボランティアの方を募集します。海外などで経験ある方を含め関心のある方はご連絡ください。

●問い合わせ先
福岡県立青豊高等学校(担当:副島) TEL 82-2105

農業経営収入保険の保険料の一部を助成します

町では新型コロナウイルス感染症や予期せぬ自然災害など様々なリスクに備えるため、収入保険への加入を支援しています。このため、当広報誌7月号でもお知らせしましたが、予算の範囲内において保険料に対する助成事業を実施します。また、福岡県も独自に保険料の助成を行う事となりましたのでぜひご活用ください。

■対象者・補助金額
町内の収入保険加入者に対し、保険料(事務費、積立金は対象外)の1/2を町と県がそれぞれ助成します。
※ただし町の補助金の上限は100,000円です。

■収入保険加入申込期間
【個人】令和3年12月20日まで
【法人】個別に対応します。

●問い合わせ先
産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線181)
福岡県農業共済組合京築北九州支所
TEL 0930-22-0867

町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内にお申し込みください。

団地名・場所 募集戸数	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1) 1戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	12月1日(水)

■入居者の決定方法 選考または抽選
■申込受付期間 11月1日(月)～15日(月)
8:30～17:15(土、日を除く)

■入居者資格
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の12分の1です。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税等を滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む。)

●申し込み・問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

創業セミナー開催のお知らせ

京築地区4商工会が合同で、創業に必要な知識を習得できる創業セミナーを開催します。経営に必要な「財務会計」「販路開拓」「人材育成」「経営計画」の科目について各分野の専門講師が解説します。

また、本セミナーはオンラインでも配信しますのでご自宅での受講も可能です。

- 対象者 創業に関心のある方、または創業5年未満の方
- 日時 「財務会計」 11月4日(木) 18:30～
開催場所:みやこ町商工会
「販路開拓」 11月11日(木) 18:30～
開催場所:吉富町商工会
「人材育成」 11月18日(木) 18:30～
開催場所:築上町商工会
「経営計画」 11月25日(木) 18:30～
開催場所:上毛町役場

■申込方法 申込用紙を上毛町商工会へ持参またはFAX(72-4740)にて提出してください。
※申込用紙は、上毛町商工会及び役場開発交流推進課で配布しております。

■参加費 無料
●申し込み・問い合わせ先 上毛町商工会 TEL 72-3195



年末調整説明会開催中止のお知らせ

令和3年分以降の年末調整説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や行政手続のデジタル化への対応を踏まえ、開催を取りやめさせていただきます。

今後は、動画配信を中心とした「いつでも」「どこからでも」必要な情報を得られる体制を図ることとしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

国税庁ホームページはこちら



税を考える週間

～くらしを支える税～

期間 11月11日～11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介!

税を考える週間 検索

<https://www.nta.go.jp> 国税庁

●問い合わせ先
行橋税務署 TEL 0930-23-0580

証明書コンビニ交付サービス一時休止のお知らせ

システム保守点検のため、次の日程で証明書コンビニ交付サービスを一時休止します。

休止時間帯は、コンビニで住民票などの証明書を取得できませんので、ご了承ください。

休止時間 11月6日(土)の終日

●問い合わせ先
住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線144・149)

11月は「ねんきん月間」、11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としています。この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、小倉南年金事務所にお問い合わせください。



●問い合わせ先
小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873

令和3年秋季火災予防運動 〈実施期間〉11月9日(火)～15日(月)までの7日間

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。空気の乾燥する季節となりますので、より一層の火災予防に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント —4つの習慣・6つの対策—

- 〈4つの習慣〉
- 寝たばこは、絶対しない、させない。
 - ストーブの周りに、燃えやすいものを置かない。
 - こんろを使うときは火のそばを離れない。
 - コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

- 〈6つの対策〉
- 【出火防止】ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
 - 【早期覚知】火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
 - 【延焼拡大防止】火災の拡大を防ぐため、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
 - 【初期消火】火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
 - 【早期避難】お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
 - 【地域の助け合い】防火防災訓練への参加など地域ぐるみの防火対策を行う。



●問い合わせ先 総務課 総務係 TEL 72-3111(内線113)